

北の縄文ロゴマーク使用基準

北海道環境生活部文化局文化振興課

縄文世界遺産推進室

令和4年（2022年）11月24日 制定

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室（以下「縄文世界遺産推進室」という。）が作成した、「北の縄文ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

（目的）

第1条 ロゴマークは、北海道全域に存在する縄文遺跡・文化（以下「北の縄文」という。）のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用することで認知度を高めるとともに、北の縄文を未来へ引き継ぐ取組を推進することを目的とする。

（デザインの基準）

第2条 ロゴマークのデザインは、別紙「北の縄文ロゴマークガイドライン」に基づくものとする。

（ロゴマークに関する権利）

第3条 ロゴマークに関する商標権及び著作権（著作権にあっては、著作権法第27条及び28条の権利を除く。）は北海道が所有する。

（申請の事務）

第4条 ロゴマークの使用に関する事務は、縄文世界遺産推進室が行う。

（使用の申請）

第5条 ロゴマークの使用を希望する者は、「北の縄文ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）」を、別表1に定める申請窓口に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- （1）縄文世界遺産推進室が北の縄文の普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- （2）その他縄文世界遺産推進室が申請を要しないと認めた場合

（使用基準）

第6条 縄文世界遺産推進室は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用を承認しない。

- （1）「北の縄文」のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- （2）特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれがある場合
- （3）特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- （4）不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- （5）第2条に規定する、「北の縄文ロゴマークガイドライン」に反する使用のおそれがある場

合

- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 縄文世界遺産推進室が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第7条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、北の縄文の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、広報誌、封筒、名刺等の媒体。
- (2) その他、普及啓発が期待できる媒体。

(使用承認)

第8条 縄文世界遺産推進室は、第5条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、その使用が適当と認められる場合は、「北の縄文ロゴマーク使用承認書（様式第2号）」により通知するものとする。

- 2 縄文世界遺産推進室は、審査の結果、不適当と認められる場合は、「北の縄文ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）」により通知するものとする。

(使用承認の期間)

第9条 使用承認の期間は、承認日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度申請しなければならない。

また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

(遵守事項)

第10条 使用者は、使用承認された使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第5条の規定により使用承認の申請を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第11条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(ロゴマーク利用の非独占性など)

第12条 本基準に基づくロゴマークの使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用者が製作する資料又は物品等について、縄文世界遺産推進室が推奨を行うものではない。

(改善の指示)

第13条 縄文世界遺産推進室は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(承認の取り消し等)

第 14 条 縄文世界遺産推進室は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第 15 条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、縄文世界遺産推進室は一切の責任を負わない。また、問題が発生した際は、使用者は速やかに縄文世界遺産推進室に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(疑義等)

第 16 条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、縄文世界遺産推進室と使用者が協議して定めるものとする。

(使用基準の改正)

第 17 条 本使用基準は、事前の通知なく、必要に応じて改訂する場合がある。

(その他)

第 18 条 この使用基準に定めるもののほか必要な事項は、縄文世界遺産推進室が別に定める。

附 則

令和 4 年 (2022 年) 1 1 月 2 4 日 制定

別表 1

申請窓口	所在地及び連絡先
北海道環境生活部文化局 文化振興課縄文世界遺産推進室	〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話：011-231-4111（大代表） 連絡先：kansei.bunka◆pref.hokkaido.lg.jp

※◆を@に変更して申請すること。